

## 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第56回）

### 議事録

**日時** 令和5年6月12日（月）13:00～15:00

**場所** 名古屋国際センター 別棟ホール

**出席者** 構成員

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学名誉教授	副座長
赤羽 一郎	前名古屋市文化財調査委員会委員長・ 元愛知淑徳大学非常勤講師	
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	
藤井 譲治	京都大学名誉教授	

オブザーバー

渋谷 啓一	文化庁文化財第二課主任文化財調査官
平澤 毅	文化庁文化財第二課主任文化財調査官
皆見 秀久	愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室室長補佐

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所  
教育委員会生涯学習部文化財保護室

**議題**

- (1) 令和5年度 事業予定について
- (2) 木造天守整備基本計画について
- (3) 令和5年度 二之丸庭園の修復整備について

**報告**

- (1) 令和4年度 全体会議及び部会での検討内容について
- (2) 令和4年度 二之丸庭園の発掘調査成果について

**配布資料** 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第56回）資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>会議に先立ち、去る6月3日に開催した、名古屋城のバリアフリーに関する市民討論会にて、皆様方に多大なるご迷惑をおかけしたとことに対し、この場をお借りして深くお詫び申し上げます。当該会議において、参加者の差別発言を含む、誠に不適切な言動がありました。それに伴う、本市の対応の不利により、極めて重大な事態を引き起こしたことに伴う、一重に私ども、名古屋城総合事務所の不徳のいたすところとす。被害者のお気持ちを深く傷つけ、関係者ならびに市民の皆様方に多大なるご心痛、ご迷惑をおかけしたことに伴う、改めて謹んで陳謝を申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。今後、当該事件が生じた要因等をしっかり検証するとともに、このような事態を二度と起こすことがないように調査し、本件を奇貨として、今後のより良い事業運営に努めていきます。引き続き、皆様からのご指導をお願いしたいと思います。</p> <p>さて、本日は、議事として、令和5年度事業予定についてほか2点についてと、報告として令和4年度全体会議および部会での検討内容についてほか1点を取り上げる予定です。委員の皆様方には引き続き、ご指導、ご鞭撻をいただけるよう、よろしくお願いたします。</p> <p>3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介</p> <p>4 本日の会議の内容</p> <p>資料の確認をいたします。会議次第として、A4の表面です。本日の議事、令和5年度事業予定について、2点目として木造天守整備基本計画について、3点目として令和5年度二之丸庭園の修復整備についてです。報告事項としては、令和4年度全体会議および部会での検討内容について、2点目として令和4年度二之丸庭園の発掘調査成果についてです。その裏面に出席者名簿です。座席表がA4で1枚です。会議資料が5点あります。資料1がA3で3枚。資料2がA4・A3で2-1、2-2です。資料3がA3で25枚あり、8-41ページまでとなります。資料4が7枚です。資料5が9枚です。そのほか、構成員の方々には参考資料として本日の議題と報告事項の地図、さらに今年度の現状変更許可申請案件をまとめた資料を配布しています。不足等ありましたら、お申し付けください。</p> <p>では、報告議題に入ります。初めに、昨年度1年間にご議論いただいた議題をまとめたので、事務局よりご報告します。</p>
	<p>5 議事</p> <p>報告 (1) 令和4年度 全体会議及び部会での検討内容について</p>
事務局	<p>資料1-1をご覧ください。令和4年度における全体整備検討会議の開催結果をお示ししています。5月に第49回全体整備検討会議を開催して</p>

	<p>以降、延べ8回の会議を開催しました。左から順に、開催日、議事、主な検討内容を記載しています。その回の会議で検討が終了した議事については、【済】と記載しています。一番右側に、各議事について関連する部会で検討した日程をお示ししました。例えば、5月13日の議事②水堀における舟運を例に挙げると、5月13日に全体整備検討会議に付議し、その後5月22日と7月15日に石垣・埋蔵文化財部会で議論しました。その結果を8月5日の全体整備検討会議に付議し、ご了解いただき、その後ポーリング調査を実施しています。その他、昨年度に引き続き今年度も検討を進める事項については、議事の各項目ごとに下線を引いてお示ししています。具体的には、水堀における舟運、特別史跡名古屋城跡石垣保存方針、木造天守整備基本計画、西之丸展示収蔵施設周辺整備です。</p> <p>資料2ページ、3ページをご覧ください。各部会の開催結果をお示ししています。昨年度は、石垣・埋蔵文化財部会を7回、建造物部会を3回、庭園部会を3回、天守閣部会を5回開催しました。</p> <p>簡単ではありますが、説明は以上です。</p>
事務局	ご意見、ご質問などがありましたら、よろしくお願ひします。
赤羽構成員	ちょっと遅れて来て、すいませんでした。先ほどのような挨拶の中で、先日の市民討論会の内容について、ご説明がありましたか。
事務局	冒頭の所長の挨拶の中で、謝罪をさせていただきました。
赤羽構成員	これまで行われたことを見ると、市会議員のブログで見ると、3月20日あたりに、1階以上にはエレベーターを付けないということが決められていた、ということが書かれていました。それ以降、天守閣部会や全体整備検討会議、バリアフリーの有識者会議などがあったわけですね。鳴り物入りでスタートした国際コンペ、昇降設備についての。優秀な業者が決まったあとで、1階までしか昇降機は昇れないようだといわれているようです。そこらへんにズレというんですかね。私どもとしては、信じがたいズレがあるような気がします。先回の市民討論会の内容を見ると、びっくりするような内容でしたが、それはともかくとして、昇降機を1階までしか上げないと決めておきながら、さまざまな討論会や部会が展開されることが不可解です。その経過について、もう少しご説明していただければ、ありがたいと思います。
事務局	今、ご指摘のあった、とある市会議員のブログですが。ブログの中では3月20日頃に、それ以前の昇降機の取り扱いの付加設備の方針が、3月以降は否定されているという記述があったことは確認しています。それは事実と若干異なっています。付加設備の方針は、現時点でも有効です。1階まで昇降機を設置するという事は、最低要求水準ということで、付加設備の方針の中で記述されている内容です。ただし、1階までに限定して、それを決定しているか、ということについては、事実と異なっています。そのようなご議論を3月以降に、全体整備検討会議を含める各部会の先生方にご意見をいただく中で、どういった状況で、どこまで昇降設備を設置するのかについては、まだ議論の途上です。決定しているということは、現時点では事実と異なる内容です

赤羽構成員	具体的に、横井さんという市会議員の方のブログを拝見しました。その中で、今いわれていることとは違う。実際とは違うというご発言でしたが、その通りです。ブログに間違いがあるということで、よろしいですか。
事務局	ブログの内容の文言の正誤については、現時点で言及をする段階ではないと思っています。表現の内容など、市会議員の先生のご指摘の内容もしっかり確認をする必要はあると思います。現時点では決定したという、決定事項ではありません。引き続き検討に検討を重ねているということについては、この場でお知らせさせていただきます。
赤羽構成員	冒頭ですいませんでした。承りました。
事務局	ご意見ありがとうございます。それでは、議事に移ります。ここからの進行は座長に一任いたします。瀬口座長、よろしくお祈いします。
	(1) 令和5年度 事業予定について
瀬口座長	議事に入ります。(1) 令和5年度の事業予定についてです。事務局から説明をいただいてから、構成員の皆様方にご意見を伺いたいと思います。説明をお願いします。
事務局	資料2-1をご覧ください。令和5年度の事業予定について、現時点でのイメージを表にしました。個別の事業の詳細については、時間の関係で割愛します。表の見方をご説明すると、検討または事業実施に係る想定期間を水色のバーで表示しています。◎については、それぞれの事項について、計画の策定や現状変更許可の取得に係る内容を全体整備検討会議に付議する、おおよその想定時期を示したものです。例えば、二之丸庭園の保存整備における修復整備工事について、ご説明します。本日、今年度の修復整備案の内容について、全体整備検討会議にお諮りしたうえで、今後現状変更許可を取得し、9月から工事を行っていく予定を示しています。 続いて、資料2-2をご覧ください。資料2-1に掲載した各事業について、城内の対象範囲をそれぞれ示した位置図です。④植栽管理計画の策定については、城内全域に関わってくることから、色付けして、対象範囲をお示しすることをしていません。 以上、簡単ですが、議題(1)の説明を終わります。
瀬口座長	令和5年度、2023年度の事業予定について、説明をいただきました。ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。ありませんか。 二之丸庭園の保存整備の修復工事は、現状変更許可を、本日のものは一部なので、工事のその都度、現状変更許可を取られるということですね。
事務局	そのとおりです。

瀬口座長	ありがとうございます。ほかは、よろしいですか。なければ、次の(2)木造天守整備基本計画についてです。資料3の説明をお願いします。
	(2) 木造天守整備基本計画について
事務局	<p>資料3の特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画の案について、ご説明します。前回、3月に全体整備検討会議を開催した時点で、一部完成しておらず、まだ精査すべき点と想っていたのが、基本計画の中の第2章の石垣等遺構の保存についてです。こちらについては、前回の全体整備検討会議のあと、石垣・埋蔵文化財部会の先生方のご指導を受けつつ、前回の資料で予定していたものから大幅に加筆、修正しました。本日は、加筆、修正した内容を中心に、ご説明します。以下これからご説明する内容は、今年度に入って5月28日に石垣・埋蔵文化財部会を開催しており、その際にいただいたご意見をふまえて修正したものになります。順にご説明します。</p> <p>2-1ページをご覧ください。この基本計画の第2章は、天守整備事業が石垣と遺構の保存に悪影響をおよぼすことなく実施できることを、お示した章という位置づけです。そのために、各種遺構の現状の把握を行い、必要な対策などを検討し、整理したものです。この章の中心となるのが、天守台をはじめとする石垣の保存についてです。石垣・埋蔵文化財部会の先生方に、3月にお諮りしたときにも、まず天守台石垣の保存についての考え方が、名古屋城全体の石垣、天守台もその一部とするような、名古屋城全体の石垣の保存の考え方と、どのような関係にあるのか。そこをまずしっかり整理するべきではないか、という指摘がありました。2-1ページの左側にある、図-2.1.1で整理しています。特別史跡名古屋城跡の保存活用を考えるうえで、一番基本となる『保存活用計画』の中では、名古屋城全体の石垣についてカルテを作成し、石垣の現況等を十分把握し、なおかつ日常的な維持管理を徹底したうえで保存方針、保存活用計画では保全方針と書いていますが、保存方針と呼んでいますので、保存方針を定める、という趣旨が書いてあります。天守台石垣も、名古屋城全体の石垣の一部として、その保存方針に従って行っていくますが、天守台以外の石垣については、現在調査中なので、全体の保存方針の策定にはいたっていません。</p> <p>本日も説明する2章は、全体の保存方針の中の天守台の部分について整理したものをお示しますが、全体についての基本方針はまだ策定できていませんので、その部分を基本的な考え方ということで整理しています。それが2-1ページの左側です。その中の一つ目として、なにをもって特別史跡の本質的価値を構成する石垣とするかという点について、部会の先生方から指導を受け、その点をしっかり記述しました。近世から残存する石垣ということも明記しました。この文章ですが、1-1の左側をご覧ください。特別史跡の指定のときの説明文があります。そこから引用するかたちで整理しています。本質的価値を構成する要素の石垣をどのようにするのかに加え、保存管理の考え方や修理に必要な考え方などを2-1ページの左側に説明しました。2章の石垣部分ですが、一般的な考え方から、具体的な保存対策などをどのようにしていくかをまとめていきます。その手順も2-1ページの左側にお示ししています。こちらについては、これからご説明する内容と、手順と一致しています。手続きとしては、各種の現状を把握する調査を行い、石垣を評価します。</p>

その評価に基づいて、必要な保存対策を検討していく、という手続きです。考え方としては、前回の3月にお示したものと変わっていません。

2-3ページから、調査の結果として、調査の説明は2-1ページにあります。2-3ページからは調査の結果として把握した該当石垣の課題を整理しています。(ア)から(オ)というふうに整理していますが、こちらの整理も3月にお示したものを基本的に踏襲しています。これまでの調査から把握した課題は、こちらになるだろうと思っています。

今回新たに記述を加えたところとして、2-4ページの右上をご覧ください。石垣の変形や変状の程度に基づいて、石垣面をaからcに分類することをしました。aについては、変形や変状がほとんどない石垣。bについては、変形や変状はあるが、範囲や程度が限定的なもの。cとして、変形や変状が顕著にあるもの。と分類しました。それぞれ変状や変形がある場合、個々の石レベルの問題であるのか、面としての変形などの課題があるのか、というところでb、cにあたるわけですが、b1、b2と分けています。この分類を単位として、このあとどうしていくのか、という対応を考えていく。個々の石垣面ごとに考えていくというよりは、この石垣の現状を分類したa、b、cという単位によって対応を考えていくことがいいのではないかと判断し、以下の記述を行っています。

石垣への対応について、石垣の現状だけではなく、名古屋城に來城されるお客様にどのような影響があるかによって、優先度や対応の必要性が変わってきます。そういった点で、次のBという大きな区分では、來城者への影響という観点から、石垣面をx、yに分類しました。xとして、崩落などがあっても來城者に影響をおよぼさない石垣。yとして、崩落などがあつた場合、來城者に影響がおよぶ可能性のある石垣。当然お客様に影響のある場合のyのほうが優先度は高いと思いますが、実際には先ほど分類したa、b、cの分類と、x、yの組み合わせによって対応の内容や優先度を決めていく手続きとします。こういった石垣の現状把握と、それに基づく分類、それをふまえた評価というところまで、2-6ページ、2-7ページの一覧表に整理しました。今回対象とする石垣についての現状の把握と評価を整理したものが、2-6ページと2-7ページの表です。

この中で一番下に、区別するかたちになっていますが、穴蔵石垣についてもお示ししています。穴蔵石垣については、3月にお示した前回の資料では、調査中という記述があつたかと思います。調査については、現在できる範囲という限定ではありますが、終わっていますので、それに基づいた記載をしました。根石等は近世のものが遺っている反面、上部は概ね現天守閣再建の際に改変されていることが確認されています。現在の状況、積み上げ方にも課題があることを把握しています。ただし、現状で調査できたのが、ごく一部に限られます。実際の残存状況や、それをふまえて穴蔵石垣を今後どう整備していくのかについては、今後調査ができる機会を待って、今後の検討の中で改めて検討していく必要があるということです。今の段階では、現状でわかつた範囲で記載していますけれども、これについては、さらなる調査が必要ということです。

2-6ページ、2-7ページの表を見ていただくと、対応の優先度が高いところに色をつけて表示しています。最も優先度が高いと考えているのが、石垣面としてcに分類した課題がある、その中でもc2の面として変形していて課題がある認識のもので、なおかつそれが來城者に影響のあるy、c2の石垣になります。赤い四角で示しています。そのほか石垣の

状態の悪さという点ではc、来城者との関係ではyに分類されるものに色をつけています。その位置を図に示したのが、2-5ページの図-2.1.6です。どの石垣に対応が必要か、視覚的に把握できるようにしています。

以上が、これまで行ってきた石垣面の調査をふまえた、現状の分類と評価です。それをふまえて今後、対象石垣をどのように保存していくのか。必要な保存対策は、どのようなものがあり得るのか整理したものを、2-4ページのC石垣の保存対策方針について、にまとめています。原則として、保存のための管理を徹底して行うということですが、それでは対応できない場合については修理などを実施し、その場合でも現状はできるだけ維持することを基本の方針として整理しています。これから先、もう少し具体的な話になりますが、実際に修理、復旧していく場合の内容としては、『石垣整備の手引き』に従い応急的処置、部分補修、部分補強、解体修理という方法が考えられます。今まで述べてきた調査の結果をふまえると、解体修理まで必要な石垣はないと判断しています。応急的処置という対応も、今は想定していません。現実的には部分補修、部分補強で対応していくことになるかと思っています。

そのような前提で、2-5ページの表-2.1.2では、石垣の現状にあわせた対応方針を掲げています。もう少し具体化し、手法のレベルまで検討したものが、2-8ページになります。どういった分類の石垣面に対し、具体的にどういった補修を行っていくのか。手法のところまで整理をしました。先に行ったa、b、c分類でいうと、基本的にはa、bとした変形、変状等がないもの、あるいは限定的なものについては、日常的な維持管理によって石垣保存を図るという方針で考えています。ただし、bの中でも、限定的な変形や変状であっても、それが文化財としての価値をき損する可能性がある、すぐ思いつくのが、変状のある石材に銘や刻印があるなどが考えられますが。そういったものについては、修理を検討していくという方針としています。

一方で、面としての状態が悪いcに分類した石垣については、今の段階ですべての状況を把握できているというわけではないので、さらに追加で工学的な検討、あるいはそれをふまえた対応策が必要かどうか。そういったケースがあることを想定し、整理しています。具体的に修理、復旧をしていくときに、手法をそれぞれで検討行っています。2-8ページの右側の図でお示ししていますが、現時点での想定案になります。実際にどのような手法をとるかは、今後さらに検討を進めていきたいと考えています。現時点で具体的な手法まで決めていませんが、石垣面ごとに現状と、それをふまえた対応策、方針までを、このようなかたちで整理しています。このような方針で、天守台石垣の保存を図っていくことを考えています。2-8ページの右下に、冒頭にお話したとおり、基本計画の第2章の性格としては、今後の天守閣整備事業の中で、石垣等の保存に悪影響をおよぼさずに行えることを説明する資料です。今お話したそれぞれの石垣に対する保存対策方針をふまえ、このあとご説明しますが、7章でお示しする仮設計画に伴い、対応策を講じることにより、事業においては遺構に悪影響を与えることなく実施できるという結論を、今回新たに追加させていただきました。

2章の中の2-9、2-10ページについては、石垣の遺構以外の遺構についての保護について整理したものです。こちらについても同じ方針で、現状の調査結果をふまえ、それに対して必要な保護を行うということを整理しています。そちらについては、3月にお示したものと同一内容

	<p>ですが、こういった対策で、事業を実施する際に遺構に悪影響をおよぼすことなく行えることを書いています。そちらについては前回から変更がありません。</p>
事務局	<p>2章の石垣と遺構の保存に関する、ほかの章についてです。主に7章の現天守閣の解体と木造天守復元における仮設計画で、2章で整理、調査した状況などを書き加えて、石垣と遺構など保存対策を述べるよう改めました。</p> <p>7-1ページの冒頭をご覧ください。2章のまとめを受けて、石垣等遺構の保存を確実に図る仮設計画とすることを明記しました。また、工事期間中は継続的に、石垣のモニタリングを実施し、異常を覚知した場合には速やかに対応します。その場合も、有識者の先生方にご相談するなどして、適切に対応していきます。この点については、1-16ページのスケジュールの一番の下段に、工事期間中の石垣モニタリングについて追記しました。</p> <p>7章に戻り、前回までにまとめていた石垣等遺構の保護対策、仮設計画について見直した点をご説明します。1点目が、7-2ページの図-7.1.5、右側の配置図です。仮設工事時の平面図をご覧ください。鶉の首の西側の石垣、S-10については、上段の入角部の変形、変状の状態から、石垣に接する南北の石垣面にも、養生材として土のうを設置することにしました。</p> <p>2点目は、御深井丸の礎石置き場の北側の石垣、S-17、右上のほうになります。こちらの石垣の下部、現在の水面の位置に水抜き穴の可能性のある空隙が数か所ありました。当初、この部分には石垣面に沿って大型土のうを設置する計画でしたが、空隙からの透水性を確保するため、土のうはとりやめ、石垣下部の前面にボトルユニットを設置する計画にしました。また、ボトルユニットの接する石垣の表面は、築石を保護するため土木シートをかけますが、水抜き穴の可能性のある空隙部分は、土木シートを切り替えて透水性を確保することとしました。ちなみに、ボトルユニットというものが、7-6ページの右下に写真があります。樹脂製のネットに石を詰めたものを敷き並べることになります。</p> <p>その他、7章や8章で石垣の状況などを補記しましたが、これまでお出ししたものと趣旨が変わるような変更はしていませんので、説明は省略いたします。</p> <p>次に、8-32ページをご覧ください。本丸内苑から小天守御口御門までのスロープについて、意匠的な練り直しを行いました。左側アの(ア)になります。前回、鉄骨造でのスロープ計画でご提出しましたが、本丸の景観に配慮が必要という判断から、スロープの構造自体は鉄骨造としますが、表面に木を貼るなど木仕上げにすることで、景観との調和を図ることにしました。スロープや、段差解消機のような設置構造物ではなく、復元原案に影響しないような、階段を直接昇降する器具等の開発が今後進んでいき、必要とされる際にはそういった器具等の採用を積極的に検討し、観覧経路における段差解消の選択肢を増やしていきます。</p> <p>なお、本日の資料にはありませんが、大天守内部に設ける垂直昇降技術の設置範囲については、前回ご提出した資料では、地下1階から1階に設置し、より上層階については検討進めるとしています。4月以降できるだけ早い段階で、垂直昇降技術の概要などをお示ししつつ、この技術を用いた移動経路のバリアフリー対応などについて、市民に意見を伺</p>

	<p>ったうえで計画を整理したい、とご説明しました。冒頭に所長の挨拶でもありましたが、市民アンケート、市民討論会の意見や、バリアフリー検討会議でいただいた技術者意見をふまえて、引き続き検討中です。垂直昇降技術をどのように設置するのか、市の方針がまとまりましたら、改めて全体整備検討会議に議題としてご提出いたします。</p>
事務局	<p>最後に、8 - 41 ページをご覧ください。公開活用の一環として、石垣の活用についても整理しています。『保存活用計画』においては、石垣を適切に公開し、名古屋城の姿を正確に伝えることが、方向性として示されています。これをふまえ、8 - 41 ページにお示ししたとおり、天守閣整備事業に際しても、石垣の顕在化、あるいは改変された石垣の修復など、検討すべき計画にしています。あわせて、こうした活用を進めるうえでも、先ほどご説明した保存を行っていくためにも、石垣についての調査、研究を継続的に行うことを進めていきます。その際には、他の機関や団体との連携についても積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>説明は以上となります。</p>
瀬口座長	<p>2 章、7 章、8 章について、変更のあった部分についてご説明がありました。ご意見、ご質問をお願いします。</p>
麓構成員	<p>今、ご説明された2 章、7 章、8 章とは別の話です。1 - 16 ページに、整備スケジュールがあります。こういうものがでるたびに再三、現天守の記録保存のこと、これが重要なので、どのように計画しているのか。こういう整備スケジュールの中に、現天守の記録保存についても、工程表の中に反映させてほしい。ということ、何年も前から、こういう議論がでるたびにお話しているんですけども、一向に、取り上げてもらえないですね。仮設を造る前に、1 年目と書いていますが、1 年目の仮設を造る前に写真を撮らないといけない、内外にわたって写真を撮らないといけない、ということもあります。仮設を造ったうえで、仮設の足場から写真を撮ったり、解体工事を進めながら、解体の工程にあわせて現天守の調査、記録保存ということもある。それは、きちんと計画を立てないと、正しく記録保存ができないと思います。それを明らかに、わかるようにしてほしい。こういう計画で記録保存をするんだ、ということを知るようにしてほしい、ということはずっとお話していますが、一向にそれが反映されない。おそらく解体が始まって、今のまま、こういう手順で解体が始まると十分な調査や記録保存が行われずに、どんどん解体が進んでいくと思います。そういう恐れがあるので、ぜひきちんと記録保存についても、具体的に計画を立ててほしいです。</p> <p>写真を撮影するにしても、担当者がデジカメでスナップ程度の写真を撮るのでは不十分です。名古屋城では、木造天守が焼失する前に、計画的にガラス乾板写真や実測調査をして、実測図が残されています。それに匹敵とはいいませんけど、それに準じるようなことを考えて、計画的に行っていただきたい。そのためには、早く計画を立てて、こういう工程表の中に入れてほしい。</p> <p>何度もお話していますが、一向に改善されない。例えば、今回の全体整備検討会議では、そういうものを提出しますとか、明確な答えを、今日は伺いたいと思います。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>1 - 16 ページのスケジュール表に入れるのか、もしくは3 章の現天守</p>

	閣の保存のところにを入れるのか、わかりませんが、そういったスケジュール的なものを検討して、反映していきたいと思います。
麓構成員	そういう答えを、これまでも何度も聞いていますが、まったく具体化されないので。ぜひ、次回の全体整備検討会議までに、そういうことが会議の中で検討できるように、資料を添えて説明をしていただけますか。お願いします。
事務局	はい、わかりました。
瀬口座長	3章と、スケジュールの中にも項目だしをしてほしいということです。しますということで、よろしいですか。
事務局	3章だと、着手してからになりますので。ここに入れるか、もしくは3章のほうに現天守閣の記録の保存という章を個別に立てているので、そちらに入れるか、検討して対応したいと思います。
瀬口座長	両方に入れるということで、お願いします。ほかには、どうでしょうか。
小湊構成員	<p>一つだけ。バリアフリーの8章です。8-32 ページです。スロープがあります。木仕上げのスロープにするということですが。もともとここに違和感を、非常に感じていました。一般の入場者は階段を上っていくわけです。それが、8-33 ページを見ていただくと、立面図ですね。この橋の下をくぐって、橋の高さは 2.5m くらいあると思いますが。下をくぐって、一般の方は入っていくわけです。エントランスとしては、建築的に圧迫感の恐れもあるのではないかと思うので。もう少し一般のエントランスとしての風格を備えたものにしていただきたい、と思っています。</p> <p>スロープがどうしても必要なら、なんとか一般の入場者を遮らないようなスロープの造り方を考えてもらいたいです。先ほど、新しい身障者の階段を上げる方法があるとか何とかありました。それをよく見ると 3.5m くらい上がるんですね。3.5m というと、建築的にだいたい 1 階分です。上る場合は、エレベーターを使ったほうが便利ではないかと、私は思います。エレベーターとスロープを併用して、もう少し一般の入城者のほうの感じをよくできるような、そういうものを検討してもらいたいな、と思います。よろしくお願いします。</p>
瀬口座長	お願いします。
事務局	本丸内苑から大天守地下 1 階のバリアフリーとしては、先ほど先生がいわれたようなエレベーターをつけるという選択肢をはじめ、さまざまな検討をした結果、ご提出しているスロープを設置することが一番ベストということでだしています。バリアフリーの対応については、スロープで実施させていただきたいと考えています。
小湊構成員	やむを得ないですけども、一般の入城者のことも考えて貰いたいなど

	思います。
瀬口座長	言葉尻をとらえて申し訳ないですが、一番ベストだという、一番ベストはどのような視点でいっているのか、教えてもらえませんか。どのような点でいいのか。
事務局	第8章で、バリアフリー対応について記載しています。その考え方について書くべきなのかどうかということも含めて、我々の宿題とさせていただきますと思います。
瀬口座長	質問に対して、どのような回答でしたか。どのような点でいいのか、ベストだと認識しているのかを説明されると、皆さんがよくわかるのではないかと思います。
事務局	これまで、さまざまな意見を伺う中で、車いすを利用される方が、スロープがあれば非常時もスムーズにというか、避難の対応ができるだろうという意見をふまえ、スロープで対応したいということでご提示しました。
瀬口座長	つまり非常時に、エレベーターの中だと避難ができないので、昇降機も同じです。だからスロープで避難する、ということですね。
事務局	先ほどご説明したとおり、非常時の対応を含め、エレベーターでは非常時に使用できないことも想定し、スロープの対応としています。
小湊構成員	私が言いたいのは、3.5mの高さは、1階分と一緒にですから。エレベーターを利用できたほうが、身障者の方もいいのではないのでしょうか。エレベーターだけではだめだといわれるなら、避難のときにそのまま下りれるようにということですから、エレベーターとスロープを併用して、スロープをもう少し階段に沿って、折曲がり式のスロープにして。勾配が少し急になるかもしれませんが。そういうエレベーターとスロープを併用するような、もう少しうまくできるのではないかと思います。
事務局	先ほどご説明したとおり、繰り返しで恐縮ですが、これまでの検討の中でスロープとしています。現在の時点では、エレベーターと併用することは考えていません。
瀬口座長	結論を押し付けるのではなく、説明をしてほしいといっているだけです。
事務局	失礼しました。現在の検討の中では、小天守の前の石段の上にスロープを設置することは難しいということで、今お示ししている図のような石段の前、北側にスロープを設置する案でお示ししています。
瀬口座長	スロープを置くことができないということです。
小湊構成員	やむを得ないですね。私としては、不満なんですけど。

瀬口座長	階段にスロープを置くことはできないんですね。
事務局	はい、そうです。
瀬口座長	ほかには、よろしいですか。 2-4の石垣面の分類で、右側のページに現状把握に基づく石垣面の分類とあります。たいしたことではないです。a、b、cとあって、説明は、とんとんとん石垣。石垣面の分類といいながら、a、b、cは石垣の分類になっています。2-5ページの表-2.1.2のa、b、cの説明には、石垣面という分類を使っています。石垣と石垣面が、用語として混在している。aは、石垣の個別の石をいっているわけではなくて、石垣面ではないですかね。違いますか。
事務局	そうですね。厳密なところが使い分けできていないです。石垣面と、分類のところは面ということにさせていただきます。
瀬口座長	そうすると、すぐ下のBの来場者の安全面からみた石垣の評価ではなくて、石垣面の評価になります。言葉の使い分けですけど。そうすると、次の石垣面に対して、2-6のところは石垣面の評価につながるわけです。それで実際はどうするかというと、石垣面というのと、築石など個々の石の問題があるから、それは石垣の補修ということになります。ここは面ではない。石垣でいいと思います。そういうことで、よろしいですか。
事務局	そこが上手く整理できていませんでした。先生のご指摘を踏まえてもう一度しっかり検討して、整理します。
瀬口座長	修正できるものは、していただければいいと思います。
事務局	ありがとうございます。
瀬口座長	ほかには、どうでしょうか。よろしいでしょうか。文化庁の調査官さん、この段階で何かご意見はありますか。全体をとおしてのほうはよろしいでしょうか。全体をとおしてで、はい。それでは、ほかになければ、前回だしたものを修正したものについて説明されて、大きく事項の修正と、説明不足のところがあったかと思えますけど。そこは、もう少し上手に説明するようにしていただいて。それから最初に所長がお話された、大天守内部の垂直昇降技術の設置範囲については、名古屋市のほうで今後、さらに市民の意見をふまえて検討するというのでしたので、引き続き検討していただき、全体整備検討会議にだしていただく。本日提出された資料の部分については、この内容で進めてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。進めていただきたいと思います。 1時間過ぎましたので、休憩いたします。
	— 10分休憩 —

	(3) 令和5年度 二之丸庭園の修復整備について
瀬口座長	再開いたします。議題の(3) 令和5年度二之丸庭園の修復整備についてです。資料4で説明をお願いします。
事務局	<p>本件については、二之丸庭園に現存する石組に続くかたちで、石組を復元するにあたり、関連の園路ルートの確認のため発掘調査を実施しました。今回は、その発掘調査の結果や、それに基づいて検討した石組の復元案をご相談するものです。</p> <p>1 経緯等をご覧ください。二之丸庭園の現況図、図2の赤丸の箇所について、その右にある写真1が現況に該当し、図1整備で指標とする御城御庭絵図では、赤丸の箇所に該当します。その石組の復元にあたり、関連の園路のルート、同じ図1の赤破線について、右側の図3で、それに相当する園路3案を推定しました。具体的には、図3の案1は、石A、Bの北側を通る案。案2は、案1同様に石A、Bの北側を通りますが、遺構面が低い、園路勾配が緩やかな案。案3は、石A、Bの南側を通る案です。これを確認するための発掘調査で、図3の調査区5-1、および調査区5-2の範囲を設定し、発掘調査を実施しました。</p>
事務局	<p>発掘調査結果については、2ページからになりますが、先に資料の修正をお願いします。3ページの写真11、12で、石Cの文字の位置がずれていました。スライドをご覧ください。写真11、12の中央上部の石が石Cになりますので、修正をお願いします。</p> <p>2 ページ目をご覧ください。発掘調査の結果をご説明します。発掘調査の目的は、園路遺構や近世の遺構、景石の据付状況を確認し、整備に際しての園路のルートや形状を確定することを目的に行いました。調査区については、図4の調査区5-1と調査区5-2です。</p> <p>まず石Aと石Bに関わるところを調査した、調査区5-1についてご説明します。図5に土層断面図をお示ししています。層の1から8については、層の8内から写真2に写っている植木鉢が出土しました。これが、新しい現代のもののような植木鉢が出土したので、8層までは、現代の造成による堆積土と考えています。9層以下からは近代以降の置物は出土していないので、近世の可能性があると考えています。いずれの層からも締め固めた平面や、砂の薄い層といった園路遺構は確認できていません。</p> <p>景石の石A、石Bについては、9層以下の近世と考えられる土に据え付いていることと、16層以下まで続いているので、石A、Bとも近世の原位置を保っているというふうに判断しました。</p> <p>続いて、石Bについてです。写真6をご覧ください。石Bの背面については、近現代以降の改変により、近世の土層が残存していません。こちらについては、明治期の兵舎造成に伴う改変と思われるので、石Bは近世に据えられた石ではない可能性が高いと考えています。</p> <p>次に、石Cに関する調査区5-2です。こちらの調査区でも、明確な園路遺構は検出ができていません。石Cの直下には、煉瓦片を伴う土層、図6でいう9層が流入していました。タタキの面にも9層を挟んで乗っています。そのため、意図的にタタキの上に景石、石Cを据えたというよりも、近代以降に据えられたものであるか、もしくは近代以降の造成</p>

	<p>の影響等で原位置から動いた結果、タタキの上に乗った可能性が高いと考えています。</p> <p>発掘調査の成果や絵図から、園路の検証を行いました。4 ページ (2) です。調査前に推定した案 1、案 2 については、高さ 1m 以上の石 D、近世面との差を考えると 1.3m になりますが、それを飛び越えて園路を設定することは可能性として低いと考えています。石 B は近世に据えられた石ではない可能性が高いので、推定する園路は、図 9 の案 3 の青破線のように石 B の現在位置を通り、東のほうへ続いていくルートがふさわしいかと考えました。しかしながら石 B については、先ほどもご説明しましたが、明治期の兵舎造成に伴うものの可能性があります。そうすると、近代の修景の姿を留めている可能性があります。名勝名古屋城二之丸庭園整備計画書で整理しているとおりの、明治期の遺構も名古屋城二之丸庭園の本質的価値を考えるうえで、尊重すべき歴史的経緯を示すものとして考えられるため、石 B は現在位置に留めるべきと考えています。よって石 B を迂回するルートとして、図 9 の案 3 の赤破線が最も適当であると判断しました。</p>
事務局	<p>続いて、5 ページの 4 整備案をご覧ください。前ページの園路の検証や、現在ある石はそのままにすることをふまえ、園路を案 3 のルートにすることを前提に整備案を検討しました。使用する石材を想定し、整備イメージ図を作成しています。上半分は整備イメージで、左が立面図、右が平面図です。立面図の下に、想定する石材の大きさを示しています。右下が、オルソ画像に平面イメージを重ねあわせたものです。</p> <p>6 ページをご覧ください。整備イメージと絵図を並べています。絵図については、上の図 13 は御城御庭絵図、下の図 14 は尾二ノ丸御庭之図です。絵図には、石材の大きさや形などで要になると考える石に番号をふっています。それを前提として、整備イメージを作成しています。</p> <p>7 ページをご覧ください。整備イメージを基に、施工図を作成しています。基本的には現況に石を据え付けていきます。据え付けに際して土を削る場合は、近世包含層でないと確認できる範囲、既掘部分とし、砕石や土の補充等をして深さ、向き、角度などを調整し、石を据え付けていきたいと考えています。また、必要に応じて、土の流出防止のための芝張りを行っていきます。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願ひします。</p>
瀬口座長	ご質問、ご意見をお願いします。
麓構成員	石 B が、背面の状況から近代に据えられたということは、理解できます。石そのものを、明治期に新たによそから持って来て、ここに据えたのか。それとも、近世から、この二之丸庭園内にあって、それを場所を変えて据え直したのか。それは、わかりますか。
事務局	石 B について、そこまでの検討ができていません。近世から、庭園内にあった石を、ここに持ってきた可能性が高いと考えていますが、そこまでの検討には至っていません。
麓構成員	それを考えるにあたって、石 B の石材がどういうものなのか。近世の二之丸庭園に持ち入れられている石材の材質が、こういうものと、こう

	<p>いうものと、こういうものがあって、それと石Bも同じものなのか。それとも、これまでの二之丸庭園では、近世の二之丸庭園では使われていない石材なのか。ということも、ある程度判断材料になるのかなと思いましたが。</p> <p>いずれにしても、このままここに動かすことなく置いて、案3のルートというのは、いいと思います。</p>
事務局	<p>石材のことについて、ご説明します。石Bについてですが、石Aと同じで、溶結凝灰岩の類かと判断しています。まわりの石材と比べても、特にここだけ変わっている石材ではありません。庭園の構成要素として、一部であったと考えています。</p>
瀬口座長	<p>ほかには、よろしいですか。</p>
赤羽構成員	<p>今麓先生がいわれた、石Bのことです。そのあとに、近世の土層は残存しないということで、明治期の兵舎造成に伴う改変と思われるとなっておりますけども。この近くで兵舎というのは、将校会議所ではないですよ。どういう兵舎との関わりというか、近くにあつて、だからそういう改変をしたということが、わかるような材料があるのでしょうか。単なる推測ですか。</p>
事務局	<p>図4をご覧ください。ここには権現山と書いてありまして、ここが調査区です。ここに石Bが書いてあります。権現山が、このあたりまで広がっていたのを、兵舎造成に伴って半分削平をして、池もここまで埋めています。写真では外れてしまっていますが、兵舎の煉瓦基礎が、ここにあります。ここに煉瓦の兵舎があつたことがわかっており、それに伴ってこのへんも埋めています。兵舎造成で、石Bについても、置かれた可能性があるのではないかと考えています。</p>
赤羽構成員	<p>兵舎の基礎ができたのは、権現山の東のほうですよ。権現山の東が切り取られて。多分これは、兵舎を造るときに、場所を確保するために、権現山の東のほうを削ったのではないかと思いますけども。その場所は、結構西のほうではないですか。ここで、兵舎のために、と書かれているのが、理解しづらいところなんですけども。引き続き検討していただければいいです。</p>
瀬口座長	<p>ほかには、よろしいですか。</p> <p>ここは、現状変更を求めるので、現状変更の範囲がよくわかりません。7ページを見ると、ここが現状変更の範囲と思われませんが、1番の石が半分切れています。どういことですか。現状変更を求めるときには、この範囲というのをまず明示して、その中で整備を考えます。というふうに資料を作られたらいいかと思います。範囲はどういうものでしょうか。</p>
事務局	<p>施工図で見られないところがありますが、6ページの図12の黒い線で描いてあるところを行っていきたくて考えています。ご指摘されたとおり、1番の石が切れていました。一部分、縮尺の関係で切れてしまいまし</p>

	た。
瀬口座長	どこですか。範囲はどこですか。
事務局	図 12 で、一番北は⑥の石です。
瀬口座長	描いてないですね。
事務局	施工図にはすべてを表しきれていません。範囲としては、図 12 で、北側が⑥と表示された石、西が①と表示された石、南側は②と表示された石、東側は⑤と表示された石です。
瀬口座長	わかるようにお願いします。こういう範囲で、現状変更でその園路を決めて、ルートを決めて、岩組を造る、石組を造るということで、現状変更の申請をするということです。特に修正の意見がなかったと思いますので、現状変更許可に必要な手続きを進めてください。 以上で、議事の3つが終わりましたので、報告をお願いします。
	6 報告  (2) 令和4年度 二之丸庭園の発掘調査成果について
事務局	本日も熱心に議論をしていただき、貴重なご意見をいただいたことに、改めて感謝いたします。 最後に、報告として、令和4年度の二之丸庭園の発掘調査成果について、ご報告します。
事務局	昨年度実施した第10次二之丸庭園調査の概要を簡単にご説明します。第10次調査では、図1にある北園池の構造を確認。東側の調査区3で、東御庭の様相、遺構の残存状況を確認する目的で改めて調査しました。詳細な調査内容については、庭園部会などで議論をしています。調査区1は、タタキ護岸の背面の状況、調査区2では池の底の下の構造、調査区4では築山内部の構造が、土層や堆積状況等で明らかになってきています。 調査区3は、4ページになります。内部平面での掘削をして、近世の遺構をめがけて、面的に検出を行いました。その中で、図6の平面オルソ画像が、調査区3の北側にあたります。こちらのさらに北半分、黄色の破線で囲った部分が、庭園の境界を示すようなかたちで遺構が、横に遺っていることを示しています。その中では、東西に流れる溝であったり、並行するかたちで礎石列、門の礎石などが検出されています。黄色で囲った範囲の下のほう、石列や景石が集中して検出されています。さらに、集水樹も検出されており、一部で断ち割り調査を行ったところ、近世の層が流入した状況であったり、集水樹の底に石が敷き詰められているかたちで検出されています。 5ページをご覧ください。図7のオルソ画像が、調査区3の南側にあたります。こちらは、改変が大きく入っており、遺構を検出することができませんでした。その中でも、調査区南の北側で、黄色で囲ったとこ

	<p>ろに、池跡と思われるような玉石の散布や、護岸に使われていた景石が検出されています。さらに、その南側には、水門跡の痕跡ではないかというものが、部分的にかろうじて、改変を免れて遺っています。調査区3の成果の中で、南と北と分けましたが、池の性格であったり、北ででている景石のかたまりのつながりが、関係性が見えていないので、今年度は間の地点にある9ページの図11と図12の範囲を調査することで、調査区3の東御庭の遺構の関係性を詳細に調査したいと思います。説明は以上です。</p>
事務局	<p>補足させていただきます。最後にご説明した9ページですが、今年度の調査の計画をお示ししています。今年度の調査のところですが、昨年度計画をだした時点で、ここを調査する予定になっていましたが、さまざまな事情で調査ができませんでした。昨年度認めていただいたが、調査できなかったというところを、今年度調査するという事です。本日は議事としてではなく、報告というかたちで、今年度の調査としてお出ししました。</p>
事務局	<p>第11次発掘調査も含めて、ご意見がありましたらお願いします。</p>
麓構成員	<p>簡単な修正です。写真10の各所ですけども。礎石が上下に2段重なっているという意図だと思えます。二重門と読めますよね。門、礎石、検出状況でいいのではないですか。</p>
事務局	<p>修正いたします。</p>
事務局	<p>ほかに、よろしいですか。</p>
赤羽構成員	<p>9ページの一番最後です。(3)で調査予定範囲の現状と書いてあります。調査予定範囲に樹木が2本あり、昭和期の公園造成に伴って植樹されたものと考えられると書いてありますが、具体的にどんな樹種ですか。</p>
事務局	<p>オオシマザクラとジュウガツザクラです。かなり枯死が進んでいる状況です。</p>
事務局	<p>ほかには、いかがでしょうか。それでは、令和4年度の二之丸庭園の発掘調査成果については、以上となります。本日も予定していた内容は以上となります。 最後に、オブザーバーで参加していただいている皆様方、ご意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。</p>
渋谷オブザーバー	<p>たくさんご議論いただき、ありがとうございます。資料2-2にありますように、特別史跡名古屋城跡は範囲が広くあります。どうしても本丸の事業に比重がかかりますけれども、全体の整備事業、今年度でも8つの整備事業が進んでいるということで、全体を通して議論して、引き続き進めていただきたいと思います。また、本日も議論いただいた、木造天守整備基本計画についても、歴史的建造物の復元については、その下にある遺構をしっかり守って、その上に復元していくことが前提です。</p>

	<p>そういった意味では、今回下にある石垣の保存方針、また遺構の保存方針などをふまえたかたちでの計画案を、確実にできるというところで、大変ご努力されたと思いますけれども、また先生方のご指導のおかげと思っています。しっかり遺構を守ったうえで、整備を続けていただきたいと考えています。ご議論の中でも、麓先生がいわれましたが、非常にタイミングが必要なこともあります。整備基本計画に書かれるスケジュールだけでなく、具体的な作業スケジュールが必要だと感じました。解体していくときのスケジュールの中で、どこの場面でないと確実に作業ができないというのもあると思います。現在は、年単位の非常に大まかなスケジュールですが、この時点ではこれをしなければならぬ、というのをにらみながら計画を練っていただきたいと考えています。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。特別史跡名古屋城跡に本質的価値を、しっかり遺構保存、記録を残しながら事業を進めていきたいと思っています。よろしくお願いします。</p> <p>平澤調査官、お願いします。</p>
平澤オブザーバー	<p>資料の作りで、今年度、前年度、資料の示し方ですが、わかりやすくなったと思います。この間、名古屋城の議論を進めていただいて、各所議論をしていただいていますけど。変遷する社会の中で、名古屋城跡の歴史や文化というものを、どういうかたちで将来に引き継いでいくか。そういうことが継続して、議論していくことが重要だと思います。</p> <p>先ほどの現天守の記録保存の話も含めて、木造天守の再現という大きな事業があるわけです。それが、全体としてどういう事業内容を持っているのか、ということも関係すると思います。現在建っている大天守にも、歴史と文化が刻まれてきていますから。同じ場所に再建を検討しようということで、同時に存在できないという中で、一つは苦渋の決断として現天守を解体することになる。このことを引き受けて事業の全体像を考える中で、先ほどご指摘のあった成果が、これはおおまかなスケジュールで、それぞれの項目の細かい手順はこれから、さらに検討していくこととなります。その中で、もっとこういうことも必要だ、ということが明らかになってくることもあると思います。</p> <p>具体的なことがでてくれば、さらにいろいろな議論がでてくるのが、当然あります。名古屋城の歴史、文化を将来どう伝えていくか、というのは、単に遺構の保存をどうするのか、できたものをどう見せるのか。そういうことを超えて、この事業自体が後世に引き継いでいくべき文化のあり方をどう示すか。そういうことを考えれば、さまざまな観点から、プランやデザインとしてどういうかたちで、総合的に取り組んでいくのか。これまでも、事務局がご努力されてきたことだと思いますけれども。全体整備検討会議において、引き続き全体性という観点で、ご指導、ご鞭撻いただけると幸いです。</p> <p>繰り返しになりますが、基本計画ができたからといって、基本計画のままやらなければいけないということは、当然ありません。これをベースにしながら、さらに具体的な検討を進める中で、修正すべき方向性もあるかもしれません。実際に進める中で、いろいろな事情がでてきますから、またその中で細かく検討を進めていただければと思います。よろしくお願いします。</p>

事務局	<p>ありがとうございました。引き続き、全体整備検討会議をとおして、皆様からのご指導をよろしくお願いいたします。</p> <p>皆見室長補佐、いかがでしょうか。</p>
皆見オブザーバー	<p>本日も、委員の先生方からのさまざまなご意見、渋谷主任調査官さま、平澤主任調査官さまのご助言を拝聴することができました。ありがとうございました。文化財保存の観点からも、必要以上に遺構を改変せず、遺構と調和したものとする。特別史跡としての本質的な価値を損なわない整備を行う必要がある一方で、誰もが名古屋城を訪れ、特別史跡の素晴らしさを観ることができる。そういう史跡整備が期待されているところです。今後も、本検討会議での活発な議論とともに、さまざまな方々と引き続き話し合いを行っていただき、文化財の保存と活用を両立できるように、お願いいたします。本日は、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。最後になりますが、本日もご熱心に議論していただき、多くの意見をいただいたことに対して、改めて感謝いたします。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の全体整備検討会議を終了します。長時間にわたり、誠にありがとうございました。</p>